

令和5年5月31日
生活安全課
担当者 嵐
内線電話 3880
直通電話 076-225-1385

飲酒運転根絶宣言店等登録制度の創設について

1 目的

本年4月に施行した「石川県飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき、全ての県民が「飲酒運転をしない、させない、許さない」という認識の下、飲酒運転根絶宣言を行った飲食店や事業所を登録する制度を創設することで、飲食店等における飲酒運転を根絶するための取組を推進する。

2 制度の概要

- (1) 県は、飲酒運転根絶宣言を行った飲食店等から提出された登録申込書を審査し、飲食店等に登録証を交付するとともに県ホームページに名称等を掲載する。
- (2) 登録された飲食店等は、登録証を来店客又は従業員の見えやすい場所に掲示するとともに、飲酒運転を根絶するための取組を推進する。

3 募集の対象

- (1) 飲食店：石川県内で営業し、客に酒類を提供する飲食店
- (2) 事業所：石川県内で事業を営む事業所（個人を含む）

4 申込方法

石川県電子申請システムからの申請、又は県ホームページからダウンロードした登録申込書を石川県生活安全課へ郵送、FAX若しくはメールで提出

5 募集開始

令和5年6月1日（木）